

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会議の名称	定例庁議	
開催日時	令和3年11月18日（木） 午前8時57分～午前9時32分	
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室	
出席者	富岡市長、神田副市長、二見教育長、宮村市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、清水市民環境部長、三田福祉部長、麦田こども・健康部長、笠間都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、望月会計管理者、木村上下水道部長、村山議会事務局長、金子学校教育部長、神頭生涯学習部長、太田監査委員事務局長 （担当課） 斎藤学校教育部次長兼教育総務課長、山本同課長補佐、大塚同課学校施設係長、杉西教育管理課主幹、長谷学校給食課長、松本教育指導課長 （事務局） 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、大久保同課政策企画係主事	
会議内容	1 朝霞市公立小学校の少人数学級への対応について 2 令和3年第4回朝霞市議会定例会提出議案について	
会議資料	【資料1】朝霞市公立小学校の少人数学級への対応について【第2版】	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	■要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

- 1 朝霞市公立小学校の少人数学級への対応について

【説明】

（担当課 1：斎藤学校教育課次長兼教育総務課長）

朝霞市公立小学校の少人数学級への対応についての第2版の説明をする。

第1版では、少人数学級への対応として、普通教室への転用を基本とし、教室不足が見込まれる第六小学校と第九小学校は増築により対応していくものとしていた。

引き続き、増築について検討を行い、2版としてまとめている。

目次として、2版では増築の規模、校舎増築場所等の検討、今後のスケジュールについてまとめている。

2ページは増築の規模となり、第六小学校は、推計で算出した令和9年度に必要な普通教室数から最大教室数を差し引いて、不足する必要教室数が5教室、加えて、普通教室への転用により一時的に機能を失った教室を復旧させる分が5教室で、合計で10教室を必要な増築規模としている。

第九小学校は、推計から不足する必要教室数を6教室、その他転用により機能を失った教室の復旧分が2教室で合計8教室を必要な増築規模としている。

3ページは校舎の増築場所等の検討をしている。自校給食室については改築時に検討を行うこととされているが、今回の増築で対応できるか併せて検討を行った。

4ページは第六小学校の航空写真だが、増築場所について考えられるa案からe案までの5つの案の位置を示した配置図である。

第六小学校はグラウンド面積が約6,500㎡と狭い状況であることなどから、c案の正門通路とd案の体育館・プールの解体跡地の2案を、より実施が可能なものとして、比較検討を行った。

5ページ、c案の正門通路に建設した場合だが、現時点の案では増築校舎は4階建て、教室は12教室で、既存校舎とは2階から4階で接続し、1階の一部はピロティとする案となる。建設費は現在の試算で13億1000万円となっている。

教室数は2ページの増築規模を基本とし、増築校舎と既存校舎の接続で、既存校舎の一部が使用できなくなる場合はその分を増築校舎で整備することとしている。

第六小学校のc案では増築校舎と既存校舎を接続するため、既存校舎の一部を接続通路とする必要があることから、その分の2教室を加えている。

このc案での自校給食室の設置の検討内容は、次の6ページとなる。設置をした場合は、グラウンド面積が狭くなることや、自校給食室への食材等搬出入車両の動線確保に課題があるほか、建設費は20億3000万円となる。

7ページはd案の検討となる。d案は体育館とプールを取壊し、体育館跡地に増築校舎を、プール跡地に体育館を建設する案となっている。

増築する校舎は2階建て、教室は10教室分で既存校舎とは各階で接続する案となり、建設費は13億5000万円となる。

d案の場合は、日影の規制があり、近隣住宅への影響を考え、整備案では2階建てとしている。

また、この案では、先ほどの建設費に加え、体育館が使用できない期間に総合体育館で授業等を行うための費用、プールがなくなることから、プール授業を他施設で行うなどの代替策とその費用が必要となるほか、体育館を取り壊すことで、令和2年度に体育館に設置したエアコン工事で活用した緊急防災減災事業債を一括で償還する必要もある。

また、この案での自校給食室については、日影規制により、調理場面積を確保することができず、また搬出入車両の動線を確保できないことから設置は難しい状況である。

第六小学校については、以上のことから、c案で自校給食室を設置した場合、設置しなかった場合、d案の自校給食室を設置しない場合の3つを比較し検討した。

結果は9ページ、今回は国が定める少人数学級制度へ対応するため、令和7年度開始までに、第六小学校と第九小学校の2校を整備しなくてはならず、同時期に多額の財源が必要となり、本市の財政に大きな影響を及ぼすことから、できる限り建設費を抑える必要がある。また、第六小学校のグラウンドは約6,500㎡と狭小で、グラウンド面積をできるだけ確保した上で増築する必要があることから、第六小学校は建設費が抑えられ、グラウンドへの影響や課題も少ないc案（正門通路）で、給食室を設置しないものが最善であるとした。

11ページは第九小学校の検討であるが、第九小学校の増築場所についてもa案からe案までの5つの案について検討を行っている。

この5案のうち、a案のグラウンドとc案の正門通路の2案をより実施可能なものと判断し検討した。

12ページは、まずa案のグラウンドとした場合である。現時点の案では増築校舎は4階建て、教室は10教室で、既存校舎とは1階から4階までそれぞれの階で接続するものとし、建設費は試算で10億4000万円となっている。

第九小学校についても、増築校舎と既存校舎の接続で、既存校舎の一部を通路とするため、その分の2教室を増築校舎に整備するとして、合計10教室としている。

13ページで自校給食室設置の検討をしているが、食材の搬出入と児童の動線が重なることから、設置は難しいものと判断している。

14ページはc案の検討となるが、この案の整備規模はa案と同じになり、既存校舎との接続は2階から4階となり、増築校舎1階は一部ピロティとなる。

c案で、自校給食室を設置した場合は、搬出入車両の動線を新たに確保する必要があるなど課題がある。建設費は自校給食室を設置しない場合は、12億7,000万円、設置した場合は19億2,000万円となる。

第九小学校については、以上のa案のグラウンドとc案の正門通路で自校給食室設置しない場合、設置した場合の3つの内容を比較検討した。

結果は16ページとなるが、第九小学校についてはグラウンド面積が十分であり、また、建設費が抑えられることから、a案のグラウンドが最善とした。

今後のスケジュールは17ページとなる。今回は2校が増築対象だが、第六小学校は、市民会館側に新たに作る緊急車両の入口確保のための調整に時間を要することなどから、

設計業務を先行することとした。

2校それぞれ最善とした案を基に、第六小学校は年度内から、第九小学校は令和4年度から設計事務を始め、令和5年度、6年度で増築校舎建設工事を実施したいと考えている。

(宮村市長公室長)

本件は11月8日に行われた政策調整会議において審議した。主な質疑と結果について報告する。

国の35人学級に伴う対応だと思いが、国庫補助の見込みはあるかという質疑に対し、国庫補助はいただける予定である。公立学校施設整備費負担金として、第六小学校は1億9,000万円、第九小学校は8,600万円を現在の工事費で試算しているとのことだった。

次に、資料が第1版から2版になった際に必要教室数が増えているが理由はあるかという質疑に対し、必要な教室数に変更はないが既存校舎との接続通路としなければいけない教室が出てくるため、それらを足しているとのことだった。

次に第六小学校と第九小学校以外で転用している教室についてはどうなるのかという質疑に対し、学校側と調整し、学校運営上必要な機能は残したままの転用で対応可能であるとのことだった。

以上の審議を経て、一部修正し、庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

2 令和3年第4回朝霞市議会定例会提出議案について

【説明】

(須田総務部長)

議案第59号 令和3年度(2021年度)朝霞市一般会計補正予算第5号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ14億5,265万8,000円の増額で、累計額は、485億6,407万2,000円である。

歳入歳出の概要について。

まず歳入だが、使用料及び手数料は、住民票手数料など138万8,000円増額している。

国庫支出金は官民連携都市再生推進事業費補助金を減額する一方、新たに子ども・子育て支援事業費補助金などを計上するほか、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金や生活保護費負担金などを増額することにより、5億9,966万3,000円増額している。

県支出金は、新たにスクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金などを計上するほか、障害児入所給付費等負担金などを増額することにより、5,561万円増額している。

寄附金は、一般寄附金など205件、3,400万6,000円計上している。

繰入金は、財政調整基金繰入金を5億5,012万3,000円増額している。

諸収入は、新たに埼玉県都市競艇組合補助金を計上する一方、学校給食費受入金現年分などを減額することにより、613万2,000円減額している。

市債は、新たに第六小学校校舎増築事業債を計上するほか、栄町学校給食センター解体事業債を増額により、2億1,800万円増額している。

歳出だが、人件費補正では、職員等の期末手当の改定及び人事異動等にもなう補正額を計上している。

人件費を除いた概要について。

総務費は、市民まつりなどの中止により経費を減額する一方、新たに公共施設マネジメント基金やふるさと応援基金への積立金を計上することなどにより、4億5,062万5,000円増額している。

民生費は、高齢者スポーツ大会などの中止により経費を減額する一方、介護給付・訓練等給付費負担金や生活保護費などを増額することにより、3億5,488万8,000円増額している。

衛生費は、健康まつりなどの中止により経費を減額する一方、新型コロナウイルスワクチン接種委託料などを増額することなどにより、3億7,020万2,000円増額している。

農林水産業費は、農業祭の中止により経費を減額する一方、地場野菜振興事業費補助金を増額することにより、234万2,000円増額している。

商工費は、新たに事業者応援支援金を計上することなどにより、4,342万4,000円増額している。

教育費は、ロードレース大会などの中止により経費を減額する一方、新たに栄町学校給食センター解体工事などを計上するほか、少人数学級整備のため第六小学校の増築に係る設計委託料を増額することなどにより、2億6,160万4,000円増額している。

公債費は、償還額の確定にともない、2,288万2,000円減額している。

第2表 繰越明許費補正は、栄町学校給食センター解体事業など3事業について、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すものである。

第3表 債務負担行為補正は、庁舎照明灯維持管理事業や各種施設の指定管理料など24事業について、来年度以降に滞りなく事業を執行するため、設定するものである。

第4表 地方債補正は、第六小学校校舎増築事業を追加するほか、栄町学校給食センター解体事業について借入限度額の変更を行うものである。

(麦田こども・健康部長)

議案第60号 令和3年度(2021年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第2号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億7,003万7,000円の増額で、これを含

めた累計額は、111億5,904万6,000円である。

歳入歳出の概要について。

歳入だが、県支出金は、保険給付費の増加が見込まれることから、1億5,961万2,000円を増額するものである。

繰入金のうち、一般会計繰入金は、傷病見舞金の増加が見込まれることから、600万円を増額し、基金繰入金は、保険税還付金の増加を見込み、442万5,000円を増額するものである。

歳出だが、保険給付費は医療費の動向を勘案し、療養給付費を1億4,493万4,000円、高額療養費を1,467万8,000円、それぞれ増額するものである。

保健事業費は、傷病見舞金の増加を見込み600万円を増額するものである。

諸支出金は、保険税還付金の増加を見込み442万5,000円を増額するものである。

(三田福祉部長)

議案第61号 令和3年度(2021年度)朝霞市介護保険特別会計補正予算第2号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億4,744万6,000円で、これを含めた累計額は、83億2,706万6,000円となる。

歳入歳出の概要について。

歳入だが、国庫支出金は、介護給付費負担金を給付実績により4,794万1,000円増額するものである。

支払基金交付金は、介護給付費交付金を給付実績により6,669万円増額するものである。

県支出金は、介護給付費負担金を給付実績により3,233万3,000円増額するものである。

繰入金は、一般会計繰入金を3,112万1,000円増額し、介護保険保険給付費支払基金繰入金を6,936万1,000円増額するものである。

歳出だが、総務費は、地域包括支援センターの新設及び移設にともなう通信回線使用料を24万6,000円増額するものである。

保険給付費は、高額介護サービス費などの介護給付費を実績により、2億4,700万円増額するものである。

諸支出金は、交付実績の確定にともない、新たに国庫支出金返還金として20万円計上するものである。

(宮村市長公室長)

議案第62号 朝霞市部室設置条例の一部を改正する条例である。

改正内容は、検査室を廃止し、工事の検査に関する事務を総務部に移管するほか、市長公室におけるオリンピック・パラリンピック施策の総合調整に関する事務を廃止する一方、総務部において情報システムに関する事務を新設するものである。

この改正については、令和4年4月1日から施行したいと考えている。

(須田総務部長)

議案第63号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援への取組の一環として、国家公務員において新たに不妊治療のための休暇が設けられることから、本市においても同様の休暇を新たに設けるものである。

この改正については、令和4年1月1日から施行したいと考えている。

(須田総務部長)

議案第64号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、朝霞市職員の給与に関する条例において期末手当の引下げに係る議案を提出していることを踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当について、令和3年12月期を0.15か月分引き下げ、年間支給月数を4.3か月とし、令和4年度以降については、6月期と12月期の年間の配分を改めるものである。

これらの改正のうち、令和3年12月期の期末手当については、公布の日から、また、令和4年度以降の期末手当の期別の配分については、令和4年4月1日から施行したいと考えている。

本議案については、期末手当の基準日が12月1日であり、今年度分から適用させたいと考えていることから開会日での議決をお願いしているところである。

(須田総務部長)

議案第65号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、令和3年8月10日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、令和3年12月期の期末手当の支給月数を0.15か月分引き下げ、令和4年度以降の期末手当の6月期と12月期の年間の配分を改めるものである。

これらの改正のうち、令和3年12月期の期末手当については公布の日から、また、令和4年度以降の期末手当の期別の配分については、令和4年4月1日から施行したいと考えている。

本議案についても、議案第64号と同じく初日での議決をお願いしたいと考えている。

(須田総務部長)

議案第66号 朝霞市職員の給与に関する条例及び朝霞市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急等の必要により週休日等に勤務した場合に支給する手当として、管理職員特別勤務手当を新たに設けるものである。

この改正については、令和4年4月1日から施行したいと考えている。

(神頭生涯学習部長)

議案第67号 朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、総合体育館の大規模改修工事を行ったことにもない、令和元年度の使用料手数料見直し方針に従い、専用使用料、個人使用料及び照明施設使用料の見直しを行うほか、メインアリーナ等の使用区分を1日3区分から4区分に増やすとともに施設附属設置設備使用料の変更を行うものである。

この改正については、令和4年4月1日から施行したいと考えている。

(麦田こども・健康部長)

議案第68号 朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、厚生労働省令で定められている、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正されたことにもない、朝霞市の家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等について、電磁的な対応を認める規定を追加するものである。

この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

(麦田こども・健康部長)

議案第69号 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び朝霞市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、内閣府令で定められている、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」及び「子ども・子育て支援法施行規則」が改正されたことにもない、朝霞市の特定教育・保育施設及び認可外保育施設における諸記録の作成、保存等について、電磁的な対応を認めることとする規定や当該施設が保護者等への説明等を行う際、書面等で行うものについて、電磁的方法による対応を可能とする規定を追加するものである。

この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

(宮村市長公室長)

議案第70号 朝霞市公共施設マネジメント基金条例である。

内容については、公共施設の計画的な保全及び更新等を実施するため、朝霞市公共施設マネジメント基金を設けることとし、新たに基金の管理及び処分及び処分に関し必要な事項を定める条例を制定するものである。

本条例については、5億円を積み立てる補正予算を計上しているため公布の日から施行したいと考えている。

(須田総務部長)

議案第71号 朝霞市ふるさと応援基金条例である。

内容については、ふるさと納税として本市に寄せられた寄附金を、寄附者の意向に沿っ

た事業に計画的に活用するため、新しい基金として朝霞市ふるさと応援基金を設けることとし、新たに基金の管理及び処分に関し必要な事項を定める条例を制定するものである。

本条例については、令和4年1月1日から施行したいと考えている。

(笠間都市建設部長)

議案第72号 市道路線の廃止についてである。

今回廃止する市道2001号線は、今後予定されている内間木橋の撤去により、当該路線が新河岸川をはさんで分断されることから、廃止するものである。

(笠間都市建設部長)

議案第73号 市道路線の認定についてである。

今回認定する路線は、今後予定されている内間木橋の撤去による路線の廃止後、内間木橋以南部分を新たに1路線として認定するものである。

(笠間都市建設部長)

議案第74号 市道路線の認定についてである。

今回認定する路線は、今後予定されている内間木橋の撤去による路線の廃止後、内間木橋以北部分を新たに1路線として認定するものである。

(笠間都市建設部長)

議案第75号 指定管理者の指定についてである。

朝霞台駅南口地下自転車駐車場など10か所の自転車等駐車場の管理に関し、指定管理者として公益社団法人朝霞地区シルバー人材センターを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。

(神頭生涯学習部長)

議案第76号 指定管理者の指定についてである。

朝霞市立総合体育館など14か所の体育施設の管理に関し、指定管理者として公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。

(三田福祉部長)

議案第77号 指定管理者の指定についてである。

朝霞市総合福祉センターの管理に関し、指定管理者として社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。

(清水市民環境部長)

議案第78号 指定管理者の指定についてである。

朝霞市民会館の管理に関し、指定管理者として公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。

(清水市民環境部長)

議案第79号 指定管理者の指定についてである。

弁財市民センターなど8か所の集会施設の管理に関し、指定管理者として公益社団法人朝霞地区シルバー人材センターを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。

(麦田こども・健康部長)

議案第80号 指定管理者の指定についてである。

朝霞市本町放課後児童クラブなど10か所の放課後児童クラブの管理に関し、指定管理者として社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。

(麦田こども・健康部長)

議案第81号 指定管理者の指定についてである。

朝霞市きたはら児童館など6か所の児童館の管理に関し、指定管理者として社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。

(三田福祉部長)

議案第82号 指定管理者の指定についてである。

朝霞市溝沼老人福祉センター及び朝霞市浜崎老人福祉センターの管理に関し、指定管理者として社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。

(三田福祉部長)

議案第83号 指定管理者の指定についてである。

朝光苑の管理に関し、指定管理者として社会福祉法人朝霞地区福祉会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。

(三田福祉部長)

議案第84号 指定管理者の指定についてである。

朝霞市障害者ふれあいセンターの管理に関し、指定管理者として社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。

(清水市民環境部長)

議案第85号 指定管理者の指定についてである。

朝霞市斎場の管理に関し、指定管理者として公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。

(清水市民環境部長)

議案第86号 指定管理者の指定についてである。

朝霞市産業文化センターの管理に関し、指定管理者として朝霞市商工会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。

(笠間都市建設部長)

議案第87号 指定管理者の指定についてである。

朝霞中央公園、青葉台公園及び内間木公園の体育施設を除いた部分の管理に関し、指定管理者として公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。

(笠間都市建設部長)

議案第88号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部が改正されたこととともない、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料などに係る規定の改正を行うものである。

この改正については、令和4年2月20日から施行したいと考えている。

(宮村市長公室長)

今回、指定管理について議決されると来年4月から新しい指定管理が始まるが、仕様書の内容とモニタリングの内容が合っていないと議会から指摘を受けている。

政策企画課より基本のモニタリング内容について示しているが、それぞれの業務内容により変更することは出来るため、今一度チェックすること。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】